

判例の読み方

——シッシー&ワッシーと学ぶ

青木人志

2017年4月発売/142頁/本体800円+税



編集担当者から 4月。晴れて大学生になった。学部は法学部。登録した科目の指定教科書に「判例百選」というのがあったから買ってはみたけど、何が書いてあるか、ぜんぜんわからない。講義を聞いても、先生はふつうに「判例は～……」とか言うけど、ちょっと待ってよ！そもそも「判例」って何なんだ!! ——その気持ち、とてもよくわかります。みんな、そうだと思うのです。でも、だからといって、判例学習は、避けては通れない道でもあるのです(条文の学習と判例の学習は両輪であり、とても大事なものです)。判決文は難解な言葉で書かれていて、一見すぐとっつきにくいけれど、大丈夫、落ち着いて、少しずつ読んでみよう。判例学習は、こわくない。そんなことを伝えたくて、この本をつくりました。有斐閣の社章から飛び出してきたシッシー&ワッシーとともに、アオキ先生の授業を受けてみませんか。絶対、絶対に、これからの勉強を支える一冊になるはずですよ。(ナカノ・ミヤケ)



Point!

P

見やすいレイアウトでイラストも満載。全篇会話形式で一氣に読める!

犯罪や刑罰についてのものが刑事裁判で、それ以外が民事裁判ね。

そうそう。最初はその理解で十分。刑事裁判のことは、面白くない話だから、まずは民事裁判の判例を読むときに押さえてほしいポイントを言うよ。いいかい。それは次のようなことなんだ。

- (1) 当事者は「誰」か。つまり、誰(原告)が誰(被告)を訴えたのか。
- (2) 原告は被告に「何」を求めたか(原告の請求内容)。
- (3) 原告の請求の「法律上の根拠」は何か。
- (4) 裁判所はその争いについて、どのような「事実」を認定したか。
- (5) 裁判所は原告の請求に対してどのような「判断」を下したか。
- (6) 裁判所がそのような判断を行った「理由づけ」はどのようなものか。

裁判所が判断するのは

最初の(1)にいう「当事者」というのは、法律学ではよく使われる言葉で、民事裁判、つまりおカネの貸し借りをめぐるトラブルのような市民の争いならば、「原告」(裁判所に訴える人)と「被告」(裁判所に訴えられる人)のことだ。

先生、「被告」って悪いヤツですよ。だって裁判に訴えられるようなひどいことをしたんだから。

そういう先入観を持つてはいけないんだよ。民事裁判でたとえば貸したおカネを返せと訴えられた人(被告)が、すでにおカネを返している可能性だってあるし、じつは「借りた」のではなく原告から「もらった」おカネだった、ということもありうるし、そもそも借りていないということだってありうるからね。だいたい裁判になるようなめ事というのは、当事者の主張がすれ違うからめ事になるのであって、どちらの言い分が正しいかは、原告と被告がそれぞれ証拠を出し合って、中立な裁判官が慎重に調べてみないとわからないことが多い。裁判はそのためにある制度なのだから、訴えられた側から落ち度があるなんて決めつけてはいけないよ。ましてや、民事裁判で訴えられる側が「悪人」だなんていうのは、絶対に持つてはいけない偏見だ。そもそも、裁判は良い人が悪い人かを決める場ではない。このところはよく考えてほしい。裁判で判断の対象となるのは、「原告の求めたことが法律に照らして認められるかどうか」ということに、あくまでも限定されている。その意味で、裁判に「人間的正義の最終的で全面的な実現」を期待するのは、過大な要求であって、裁判にできることは限界がある。このことは早い段階で理解しておいたほうがいい。

24

民事判例の読み方 25